

大和市監査委員告示第18号

令和元年6月28日付け大和市監査委員告示第16号をもって公表したこども部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年8月7日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

監査の結果	措置の内容
<p>(こども総務課)</p> <p>1 予算執行に関する事務において、旅費の支払いが遅延しているものがあった。</p> <p>(こども・青少年課)</p> <p>2 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p>	<p>(こども総務課)</p> <p>1 今回の件を受け、こども・青少年課において「放課後児童支援員等に対する旅費の支払いマニュアル」を整備しており、その手順に沿った支払い方法を徹底します。合わせて、こども・青少年課での旅費支給事務の主担当を明確にするとともに、事務処理の進捗状況を課内の複数の担当者で確認し、こども総務課においても、こども・青少年課内での事務が確実に行われていることを把握するなど、旅費支給に関して遺漏なきよう事務処理を行います。</p> <p>(こども・青少年課)</p> <p>2 今後は、事務担当者が収入調定に関する事務処理について正しく理解するとともに、調定の遅延が生じないように課内で周知徹底を図ります。また、調定処理の状況について、係長・副担当職員を含めた複数の職員で適切に実行されているか確認を行うなど、遺漏なきよう事務処理を行います。</p>

3 放課後児童クラブ入会承認・負担金徴収に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

3 今後は、事務担当者が調定事務処理について正しく理解するとともに、調定の遅延が生じないように課内で周知徹底を図ります。また、調定処理の状況について、係長・副担当職員を含めた複数の職員で適切に実行されているか確認を行うなど、遺漏なきよう事務処理を行います。